農住組合法施行規則の一部を改正する省令

農住組合法施行規則（昭和五十六年総理府・農林水産省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的方法） **第十二条の二**　法第十八条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。 （総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法） **第十二条の三**　法第三十七条第四項の主務省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。	（新設） （新設）

附　則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

○国土交通省令第五十三号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（海難審判法施行規則の一部改正）

第一条　海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（審判期日の変更の請求） **第四十五条**　（略） 2　前項の請求は、理由を明らかにして行わなければならない。 3～5　（略） （宣誓の方式） **第六十条**　宣誓させる場合は、宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。 2　（略）	（審判期日の変更の請求） **第四十五条**　（略） 2　前項の請求は、理由を明らかにして、書面でこれをしなければならない。 3～5　（略） （宣誓の方式） **第六十条**　宣誓させる場合は、宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させなければならない。 2　（略）